別表第一Polyscias fruticosa (L.) Harmsの項中「たいわんもみじ種」を「タイワンモミジ種」に改め、同表Rhynchospora colorata (L.) H. Pfeiff.の項の次に次のように加える。

Ribes nigrum L.	クロスグリ種

別表第一Sarcandra glabra (Thunb.) Nakai［Chloranthus glaber Mak.］の項の次に次のように加える。

Sarcococca hookeriana Baill.	サルココッカ　ホーケリアナ種

別表第一Schisandra nigra Maximの項を次のように改める。

Schisandra repanda (Siebold & Zucc.) Radlk. ［Schisandra nigra Maxim］	マツブサ種

別表第一Sedum morganianum Walth.の項の次に次のように加える。

Seemannia nematanthoides (Kuntze) K. Schum. ［Gloxinia nematanthodes (O. Kuntze) Wiehl.］	シーマニア　ネマタントイデス種
Seemannia sylvatica (Kunth) Hanst. ［Gloxinia sylvatica (H. B. U.) Wiehler］ ［Gloxinia sylvatica (Kunth) Wiehler］	シーマニア　シルウァティカ種

別表第一Senecio macroglossus DC.の項の次に次のように加える。

Senna Mill.	センナ属

別表第一Stemona japonica (Blume) Miq.の項中「びゃくぶ種」を「ビャクブ種」に改め、同表Tecoma Juss.の項の次に次のように加える。

Thuja L.	クロベ属

別表第一Thuja orientalis L.の項を削り、同表Viburnum opulus L.の項中「ようしゅかんぼく種」を「ヨウシュカンボク種」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十六号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第一条第九項の規定に基づき、経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十日　　経済産業大臣　林　　幹雄

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第１

原産地	メキシコ合衆国
根拠法規	経済連携協定に基づく経済産業省の所掌物資の関税割当制度に関する省令第１条
主務官庁	経　済　産　業　省

関税割当申請書

経済産業大臣　殿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　法人番号＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　資格＿＿＿＿＿＿

申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

関税率表番号	品名	数量及び単位

注１　用紙の大きさはＡ列４番とすること。
注２－①　資格欄には、法人にあっては、「代表権者」と記載する。なお、代表権者から権限を委任されている受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。
注２－②　資格欄には、個人事業者にあっては、「本人」と記載する。